

令和 年 月 日

F A X : 011-747-8253

E-mail : h-onuki@jiii-h.jp

一般社団法人北海道発明協会 行

北海道発明協会ホームページ通常バナー広告掲載申込書

申込者

企業・団体名		代表者名	
ご担当者所属		ご担当者氏名	
電話番号		E-mail	

以下のとおり、バナー広告を申し込みます。

(バナー広告からリンクする希望ページを記入して下さい)

◆掲載ページ

トップページ	小樽発明協会ページ	旭川発明協会ページ	帯広発明協会ページ	函館発明協会ページ
○				

◆掲載内容 (掲載期間は掲載日より)

サイズ 250×80 通年 12カ月	税抜 20,000円
--------------------	------------

◆バナー広告からリンクを希望するページ

URL	https://
-----	----------

●掲載バナーは申込者指定のものを掲載

問合せ先：(一社)北海道発明協会 担当：小貫、吉田

電話：011-747-7481、E-mail：h-onuki@jiii-h.jp

バナー広告に関する取扱い規程

【目的】

第1条 本規程は、一般社団法人北海道発明協会（以下、「当協会」という）がインターネット上に公開しているホームページに掲載する広告（以下、「バナー広告」という）の取扱いに関する事項を定める。

【掲載位置・規格】

第2条 バナー広告の掲載位置は、当協会ホームページトップページのフッタ部分、及び地域発明協会ページのヘッダ部分とし、バナー広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という）が指定したページに掲載する。

- 2 掲載するバナー広告は、固定型の通常バナーとし、申込者が指定する。
- 3 バナー広告のサイズは、横250ピクセル×縦80ピクセルとする。

【掲載料金】

第3条 バナー広告の掲載料金は、次のとおりとする。
通年 12カ月 20,000円（税抜き）／ページ

【掲載申込・掲載可否の決定】

第4条 申込者は、別途定める様式により当協会あてに申し込む。

- 2 申込者が、当協会及び地域発明協会の会員以外るときは、当協会理事会において、次の各項にもとづき協議のうえ、掲載の可否について決定し、申込者に通知するものとする。

- (1) 申込者が次の業種・事業者に該当する場合は掲載しない。
 - ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に掲げる営業に該当するもの並びに風俗営業に類似した業種
 - ②消費者金融及び高利貸し
- (2) バナー広告からリンクするサイトが次の内容に該当する場合は掲載しない。
 - ①法令又は条例等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - ②公序良俗に反し、または反する恐れのあるもの
 - ③政治活動又は宗教活動に関するもの
 - ④著作権などの知的所有権を侵害しているもの
 - ⑤その他、当協会のホームページ広告として適当でないと理事会が判断するもの

【広告掲載料の納付】

第5条 申込者は、当協会が発行する請求書により、掲載料金を振り込まなければならない。地域発明協会ページに掲載する場合の広告掲載料は、当該地域発明協会に納付するものとする。なお、振込手数料は、申込者が負担する。

附則 この規程は令和7年4月25日から適用する。